

## 湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業公募型プロポーザル 質問と回答

No	募集要項／仕様書該当箇所	質問	回答
1	募集要項4ページ 6(7)ア(イ)及び(エ)	基準点を超えた事業者が全て採択となります でしょうか	選定事業者数については、基準点超えた事 業者の中から総合して決定します。
2	全般	各自治体との調整は神奈川県が主体となっ て実施いただけますでしょうか	県は事務局であり、事業計画の作成に係る 調整は、県、各市町、協働事業者で必要に 応じて行います。
3	仕様書及び第6号様式	実施エリアに鎌倉市が含まれているが、実施 主体には当該市や当該市の観光協会が含まれ ておらず、また、第6号様式には「鎌倉市」 のシートがありません。 第6号様式に「鎌倉市」の設置希望箇所一覧 のシートを作成して提出するという事で間 違いはないか。	実施主体に「鎌倉市」は含まれておりま す。鎌倉市観光協会については、現在、本 協議会への参画について調整中であること から、今回の公募時点では鎌倉市のみが参 画している状況です。 また、第6号様式については、「鎌倉市」 のポート設置希望場所を示すシートも作成 してください。
4	仕様書1ページ5	役割分担：「鎌倉市」の公有地確保として協 議会の支援は受けられるのか。また、具体的 にはどのような支援が受けられるのか。	公有地確保の支援については、県及び市町 の政策への有用性を踏まえ、その管理者と の調整の支援を行います。
5	仕様書4ページ8(2) 事業規模：ウ	事業の共存とあるが、事業者は複数選定であ るが、システムは同一であるべきという認識 で良いか	必ずしも同一である必要はありません。本 事業の目的の一つである”利用者の利便性 向上”を図るための工夫について提案を求 めるものです。
6	募集要項4ページ6(7) 協働事業者選定方法：ア(イ)	複数事業者が選定された場合、担当エリアは どのようにして定められるのか	エリアを含めた具体的な事業計画は、今 後、協働事業者決定後に県、各市町、協働 事業者で作成します。
7	全般	協働事業者間でのシステムの連携は必要です か？(貸し借り・料金徴収等)	No5に同じ
8	全般	現時点で分かっておりますポート候補地をお 教え頂けませんか？	現時点でポート候補地は設定していませ ん。今後、事業計画を策定する中で、必要 なポート設置場所を確保することになりま す。
9	全般	行政地をお借りした場合、占有料のお支払い はありますか？	仕様書3ページ7事業実施に係る費用に記 載のとおり、公有地の土地使用料について は、それぞれの管理者と調整してくださ い。
10	全般	それぞれの自治体に配置する自転車、ポート の最低台数はございますか？	最低台数の設定はありません。どのような 規模で事業を実施することが望ましいかに ついては御提案を求めるものです。
11	全般	近隣にポートがない場合等運用上の問題が発 生する場合も含め、ポートに設置した台数以 上の駐輪が出来ないという事でしょうか？ま たは、地権者等にご迷惑がかからない等の配 慮があればこの限りではないと言う事で良い でしょうか？	必ずしもシステム上制限することを求める ものではなく、御質問のように”地権者等 にご迷惑がかからない等の配慮”をした措 置について御提案ください。